

生徒心得

本校生徒として誇りをもち、勉学に励み自律ある行動をとり、校風の維持向上に努める。

◇服装など

- 服装は、制服廃止（服装の自由化）の趣旨にそって、高校生にふさわしく質素・清潔にする。
- 頭髪は、質素・清潔を旨とし、染髪・パーマは禁止する。
- ピアスは禁止とする。
- 上履き・下履きの区別をはっきりさせ、上履きは所定のサンダルを使用する。

◇所持品など

- 貴重品は身につけ、体育のときなどは各自のロッカー等に入れ、責任を持って自己管理する。
- ゲーム機・トランプ・マジシャン等の遊具を学校へ持って来るのは好ましくない。
- 生徒どうしの物品の交換・売買は好ましくない。

◇礼儀（マナー）

- お互いに挨拶をし、来校者等に対しても礼儀正しく挨拶をする。
- 言葉づかいは明朗に、粗野な言動をつつしむ。
- よいマナーを身につけるようにし、通学の

車中や駅・町中などで高校生の立場をわきまえて行動する。

◇欠席など

- 欠席・遅刻・早退・欠課など、担任に申し出る（できるだけ事前に）。

◇校内生活

- 始業から終業まで外出禁止とする。ただし事情がある時は担任の許可を得て外出する。
- 校内の美化に努め、施設・設備・備品などを大切にする。破損したときは申し出る。
- クラブの活動時間以外は部室を使用しない。
- 許可なく印刷物の配布、催し物の宣伝・発表などをしない（掲示物は検印を受ける）。
- 委員会・クラブ・集会・会合など、関係職員に連絡して行う。

◇校外生活

- 帰宅が遅れるときは、家人に連絡をする。
- 夜間の外出はひかえ、夜遊びをしない。
- ゲームセンター・カラオケボックスなどへは、安易に入らない。
- 学校の名による校外活動は、学校長の許可を要す。
- 同級会等校外において諸会合を行う場合は、保護者や教職員と相談をして計画する。
- 他校との連絡をとる場合は、顧問を通じ学校長の許可をうけて行う。
- 酒肴を伴う会合に出席してはいけない。

◇その他

- 「内規等」の項に定められた事項を遵守する。
- 飲酒・喫煙・パチンコなどは、高校生には法律等で禁止された行為である。
- 高体連主催等の大会に参加する場合は高体連申し合わせ事項を遵守する（態度・服装・頭髪等）。

内 規 等

◇服装の自由化実施について

平成3年10月14日より、服装の自由化を実施した。

実施にあたって、基本的な考えを以下のように確認した。

- 1 高等学校は学ぶことを目的とし、そのことが第一に優先されるべきである。
服装はそのための支度であり、学校生活を送るにふさわしく、勉強・行動するために機能的であり、若者らしいさわやかさを感じさせる質素・清潔なものでありたい。また、他人に不快感や嫌悪感を与えないＴＰＯ（時、場所、場合）にかなったものでありたい。
- 2 生徒として、社会の一員としての自覚のもとに、服装は個人の判断にまかされてよい事柄であり、また自己を表現する機会ではある。しかし、教育の場である学校では、一定の制限を受けるものであり、学校の指導が行われることもある。

◇登校・下校の時刻、クラブ活動の時間

- 登校時刻
午前7時30分以後
- 下校時刻
午後5時15分
- クラブ活動

クラブ活動は下校時刻までに終わることが原則であるが、やむを得ず延長したい場合は、顧問の先生とよく相談したうえ、その指導下で許可する。

○ 長期休業中のクラブ活動

- (1) 練習は原則として半日とし、休み前に計画表を提出し許可を得ること。
- (2) 登校禁止日の練習は原則として禁止とする。
- (3) 原則として顧問が付き添う。
- (4) 下校時刻は午後５時15分とする。

◇ 校舎、校具、校庭の使用

土曜、日曜日、休業日に校舎又は校庭を使用する場合は前日の午前中までに（長期休業のときは定められた日までに）届け用紙に記入して許可をうける。

また当日使用の前後、顧問又は関係職員に連絡して使用後は片づけに十分注意する。
校舎及び備品の使用は管理責任者の許可をうけて行い、異常を認めたときは直ちに先生に申し出る。備品は何時も所定の場所におく。

◇ アルバイト規定

アルバイトは特にこれを薦めないが、希望する場合には学校に申し出て許可を受けた上で行うものとする。この場合、その内容が高校生にふさわしいものであること、保護者の了解を得たこと、学業に支障のないことが

前提である。駒ヶ根工業高校の生徒としての名誉と品位を保ち、責任感を持って従事すること。

1 手続、許可

アルバイトを希望する者は、学校所定の「アルバイト願い」に必要事項を記入して学校（担任一係）に提出し、許可を得ること。

2 期日、期間

アルバイトは休日・長期休業中に行うものとし、午後７時以降は禁止する。特別な事情により上記期間以外を希望する場合は、学校（担任）に保護者の理由書を添えて「アルバイト願い」を提出し、学校の了解を得なければならない。ただし、成績不振の場合は許可にならない。またすでに行っている者については停止する。

3 仕事内容

宿泊を伴うもの、飲酒を主とする飲食店、危険を伴うものは許可しない。

4 学校からの依頼状

許可された者には許可証と事業所への依頼状が発行されるので、アルバイト先に依頼状を必ず提出し、許可証はアルバイトを行っている時には必ず身に付けていること。

◇ 交通内規

1 原付免許取得について

- (1) バイク通学許可条件を満たす者に限り、

原則として1学年次の3月の受験から認める。

なお、通学許可は2学年次の4月から所定の手続きを経て認められる。

- (2) 自動二輪免許の在学中の教習・取得は認めない。

2 バイク通学許可について

- (1) バイク通学は、交通機関が不便で通学に支障がある、下記の①の条件を満たす者に②の区間で許可する。

① 許可条件「最寄りの駅（ＪＲ飯田線）まで最短距離で片道3km以上、かつ学校まで3.7km以上あり、生活状況・成績が適正である者。」

② 許可区間「最も安全な経路で最寄りの駅までとするが、特別の場合は他の駅又は学校まで許可することがある。」

- (2) 免許取得を希望する者は、「免許取得申請書」を担任に提出する。これに基づき交通係が調査・審査（成績・生活状況）を行い、適正と認められる者に限り許可を与える。

- (3) 免許取得許可者は、最寄りの警察署で手続きするものとし、受験後結果を速やかに係に報告すること。

- (4) 免許取得後は、速やかに「通学許可願」を提出し、許可を受ける。

使用するバイクは、自動車損害賠償責任

保険と対人賠償任意保険（補償金額：無制限）に加入していること、及び整備不良車（改造ハンドル等）でないこと。

- (5) 交通法規違反・内規違反をした者、及び成績不振者は、許可の取り消しをすることがある。

- (6) 通学以外の目的には絶対使用しない。

- (7) 学校が計画する年1回のバイク点検・安全運転講習会を必ず受ける。

- (8) 運転する時の遵守事項

① 交通法規を守り、安全運転をする。特に、安全速度で走行し、スピード違反を絶対にしない。

② 交通内規を守り免許証及び許可証を携帯する。ステッカーは見やすい位置に貼付する。

③ 通学許可区間を守る。

④ 履物は靴を使用し、ヘルメット・手袋の着用を厳守する。

⑤ 事故や交通法規違反・内規違反のあった場合は、直ちに学校に報告すること。

⑥ 生徒間、友人間のバイクの貸し借り、売買はしない。

3 運転免許取得について

- (1) 3年生の進路の内定した者で、成績不認定のおそれのない者については、別に定める日から免許取得のための教習を認める。

- (2) 免許取得を希望する者は、「運転免許取得許可願い」を担任に提出する。これに基づき交通係が調査・審査（成績・生活状況）を行い、適正と認められる者に限り許可を与える。
- (3) 取得できる免許は「普通免許」「準中型免許」とし、自動二輪免許の申し込み・教習及び在学中の取得は認めない。ただし郵政と警察への就職内定者は除く。
- (4) 違反・事故等の申告に問題がある、虚偽の申請がある場合には、規定により「指導」を行う。教習開始はその指導後とする。
- (5) 教習のため学校の欠席、遅刻、早退、行事不参加、任務不履行など禁ずる。
- (6) 免許取得を許可した後であっても、成績が不振などときには、回復できるまで教習を停止する。また、服装、頭髮、装飾品（ピアス等）や日常の学習・生活行動に問題がある場合も同様である。
- (7) テスト前1週間及びテスト中（最終日は除く）、その他本校の指定した日の教習や検定は禁ずる。
- (8) 教習中に本校生徒として品位を損ねるような行動はしない。教習後は早く帰宅すること。
- (9) 自動車学校の教習を除き、仮免許での運転はしてはならない。

- (10) 在学中に四輪車を購入したり、譲り受けたりしてはいけない。
 - (11) 実技教程の「卒業証明書」「受験票」「仮免許」は、本校卒業式まで本校で保管する。運転免許センターでの学科試験の受験は、卒業式以後でないと認めない。
 - (12) 上記に反することがあれば、途中で教習を中止する。
- 4 自転車通学について
- (1) 自転車通学希望者は、係に届け出ること。（自宅から学校、自宅から最寄り駅）
 - (2) 届け出た者は、ステッカーが交付されるので指定箇所貼ること。
 - (3) 防犯登録、自転車保険に加入すること。
 - (4) ヘルメット着用努力義務化に伴い、ヘルメット着用に努める。
 - (5) 交通事故、盗難等にあった場合はすみやかに担任もしくは係に申し出ること。
 - (6) 所定の自転車置場を利用し、必ず鍵をかける。（駅に駐輪する場合も所定の場所を利用すること。）
 - (7) 2人乗り（ハブステップは付けないこと）、並進は厳禁。左側端を走行すること。
 - (8) 安全運転を心がけ、点検整備を励行する。（学校では年2回の安全点検を行っています）

- (9) 夜間はライトを点灯する。
- (10) 雨具は常に携帯すること。
- (11) 生徒間での自転車の貸借，売買はしない。

5 その他

- (1) 伊那福岡駅から徒歩の者は馬見塚公園入口交差点の地下道，南側正門を通して通学すること。
- (2) 電動キックボードでの通学は禁止する。